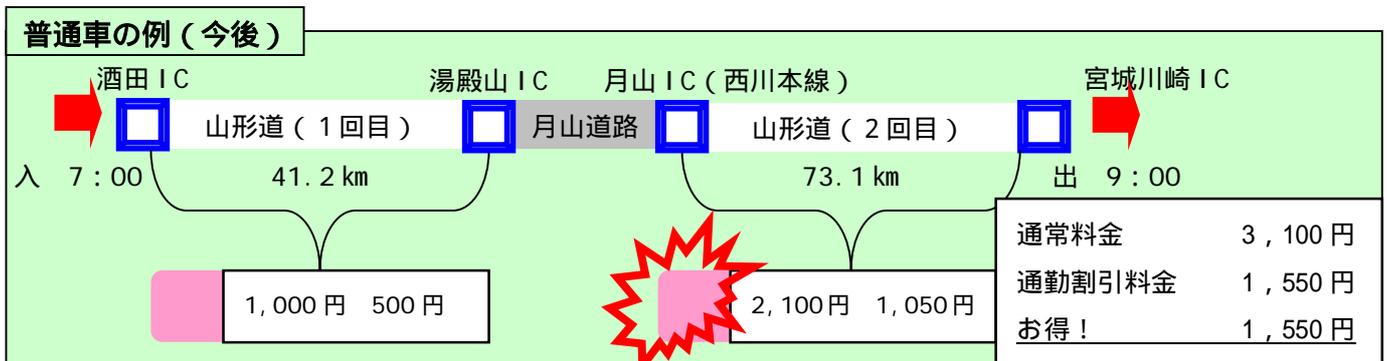
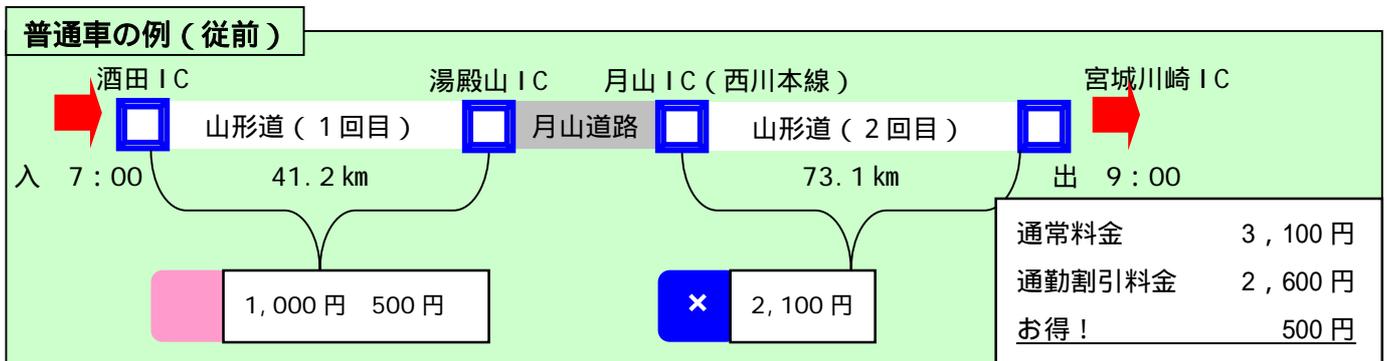




# 山形道（湯殿山 IC～酒田みなと IC）において ETC 通勤割引をご利用のお客様へ

～月山道路を經由して山形道を乗り継ぐ場合に通勤  
割引を2度ご利用いただけるようになります～

平成 17 年 11 月 1 日から湯殿山 IC かつ月山 IC（西川本線料金所）を ETC 走行していただくことで、月山道路（一般国道 112 号）をはさむそれぞれの高速道路において通勤割引が適用（時間帯等の条件を満たす場合）になります。



宮城川崎 IC から酒田 IC への走行の場合も考え方は同様です。

山形道（湯殿山 IC～酒田みなと IC）間は各料金所の通過時間で割引の適否を判断します。

〔割引適用例(山形道 湯殿山以西方面(酒田方面)からの普通車走行の場合)〕

対象となる時間				備 考
AM 6:00	AM 7:00	AM 8:00	AM 9:00	
				第一走行は適用時間外のため不適用(湯殿山ICの通過時間が6時前となっている。)
				第一走行は適用時間外のため不適用(湯殿山ICの通過時間が6時前となっている。)
				第二走行は適用時間外のため不適用
				第二走行は適用時間外のため不適用(月山ICの時間確認は西川本線料金所となり、その通過時間が9時すぎとなっている。)
				第二走行は湯殿山ICと月山ICを連続して走行する条件を満たしていないため不適用
				第一走行は適用時間外のため不適用(湯殿山ICの通過時間が6時前となっている。) 第二走行は100kmを超えているため不適用

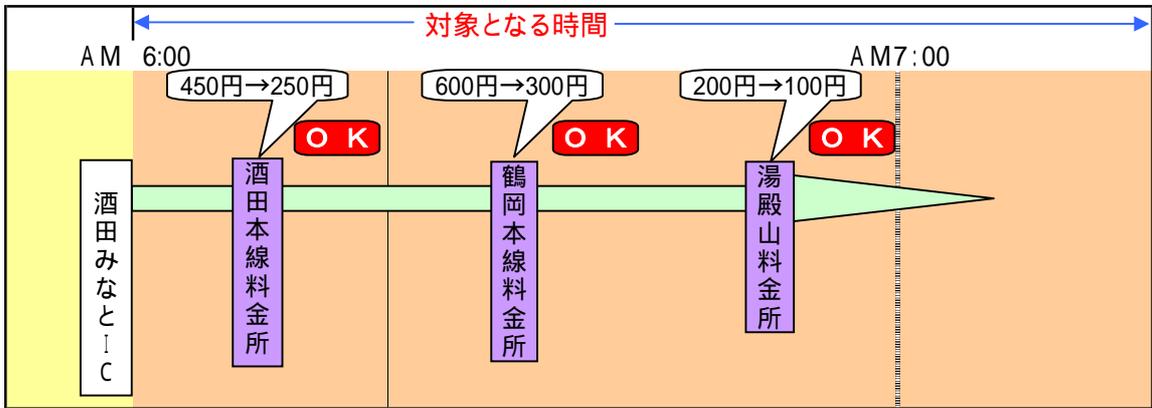
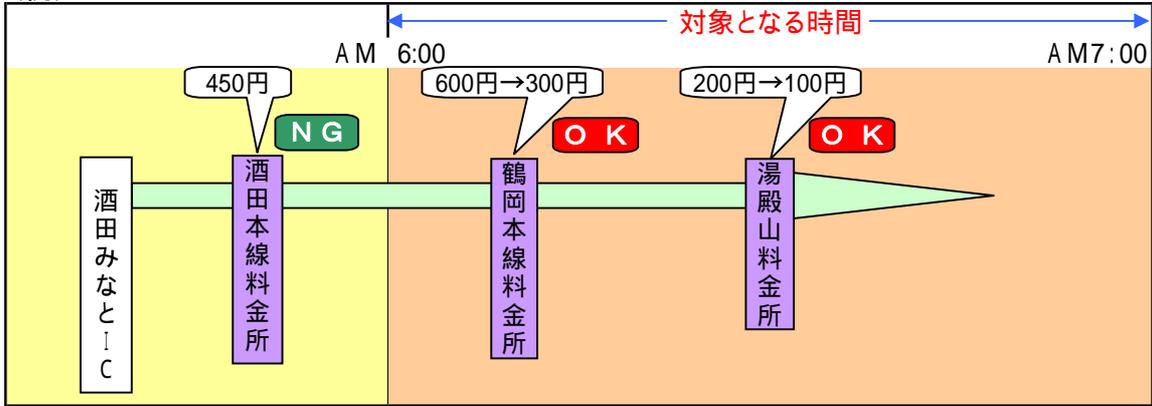
山形道 月山以東(山形蔵王等)から山形道 湯殿山以西方面(酒田方面)への走行の場合も考え方は同様です。  
 山形道(湯殿山IC～酒田みなとIC)間は各料金所の通過時間で割引の適否を判断します。  
 月山ICでは西川本線料金所の通過時刻を入口料金所(もしくは出口料金所)の通過時刻とします。ただし、距離については、山形道 月山ICの起点から(もしくは起点まで)となりますのでご注意ください。

【割引適用例(山形道(湯殿山～酒田みなと)の普通車走行の場合)】

山形道(湯殿山～酒田みなと)間は3つの料金所(下記区間図中、紫の料金所)にて区間の料金をお客様にいただいております。

通勤割引は**それぞれの料金所を通過した時間で割引の適否を判断**します。

(例)



【区間図、区間料金及びお支払い料金所】

